

燕市 福祉用具購入 Q&A

No	表題	質問	回答
1	『和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの』と『ポータブルトイレ』を購入した場合	特定福祉用具の「腰掛便座」について、『和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの』といわゆる『ポータブルトイレ』を購入した場合、両者が支給の対象となるか。	用途および機能が著しく異なるものと判断できる場合は、両者とも支給の対象となる。
2	洗浄機能付き腰掛便座の取り扱い（ウォシュレット付補高便座）	ウォシュレット付補高便座は福祉用具の購入対象となるか。	補高便座については、あくまでも「補高を目的」としている場合に支給対象となるので、洗浄機能のみを目的とした場合は支給対象にならない。 ただし、本人にとって補高の必要性が認められれば洗浄機能付きの腰掛便座についても支給対象となる。
3	浴室内に置くすべり止めマットの購入	すべり止めマットについて購入の対象となるか。	すべり止めマットについては支給対象外である。
4	部品の購入	福祉用具の購入について、故障した場合等のメンテナンスの必要から部品を購入した場合は支給対象となるか。	破損等により製品本来の機能を果たさなくなったり、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市が部品を交換することを必要と認めた場合には支給対象となる。予備の部品を購入することは、必要性がないので支給対象外である。
5	同一種目の福祉用具複数購入	同一種目・品名の福祉用具の複数購入は支給対象になるか。	同一種目、品名の福祉用具の複数購入は支給対象外である。
6	同一種目の福祉用具の再購入	介護保険で購入した福祉用具が故障して使用できなくなったが、再度購入した場合支給対象になるか。	破損し、修理や部品交換で対応できない場合や、介護の必要の度合いが著しく高くなった場合、その他特別の事情がある場合に必要性が認められれば、支給の対象となる。
7	死亡後の支払い	福祉用具を納入した後に死亡し、死亡後に代金の支払いが済んだ場合、支給対象となるか。	代金の支払日が死亡後であると本人の被保険者資格がなくなり、本人が購入したことにならないため、保険給付の請求はできない。（支払日とは領収証の領収日をいう）

燕市 福祉用具購入 Q&A

No	表題	質問	回答
8	支払日と限度額管理年度	<p>福祉用具購入費の支給について</p> <p>① 平成25年度に福祉用具の引き渡しを受け、平成26年度に代金を支払い保険給付を請求したケース</p> <p>② 平成25年度に福祉用具の引き渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成26年度に行ったケース</p> <p>などが考えられるが、限度額管理はいずれの年度において行われるか。</p>	<p>介護保険法第44条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収書記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理している。したがって</p> <p>ケース①は平成26年度</p> <p>ケース②は平成25年度においてそれぞれ限度額管理が行われる。</p> <p>※保険給付の請求権の消滅時効についても、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）から起算する。</p>
9	インターネットの購入について	インターネットで福祉用具を購入した場合、支給対象になるか。	福祉用具の購入は福祉用具専門相談員から福祉用具に関する専門的知識に基づく助言を受けて行わなければならない。したがって、インターネットでの購入は支給対象外である。